

平成23年度 厚生労働省概算要求のフレーム

マニフェスト施策財源見合検討事項



自然増 +1兆2,400億円

年金・医療等に係る経費等
22年度 26.3兆円

「元氣な日本復活特別枠」
要望基礎枠 1,287億円
※優先順位を付け要望



▲10% = ▲1,287億円

総予算組替え対象経費
22年度 1.3兆円

- 公共事業関係費
- 人件費、義務的経費
- 裁量的経費



90%
23年度要求枠
1兆1,653億円

※ 政府全体
「元氣な日本復活特別枠」⇒ 1兆円を相当程度超える額
○ 要望基礎枠（政府全体） 2.3兆円
○ 政策コンテストを実施し、総理が配分を決定

平成 22 年度

厚生労働省予算の主要事項

第1 安心して子育てできる環境整備

次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てや出産に係る経済的負担を軽減するための対策など、総合的な少子化対策を推進する。

1 子ども手当の創設

1兆4,722億円

給付費1兆4,556億円、事務費166億円

- ① 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
- ② 所得制限は設けない。
- ③ 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
- ④ ③以外の費用については、全額を国庫が負担する。

(注1)公務員については、所属庁から支給する。(国家公務員分の給付費425億円は上記の1兆4,722億円には含まれない。その額を含めると国の給付費負担は1兆4,980億円。)

(注2)給付費総額は2兆2,554億円である。

(注3)現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

(注4)平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

○子ども手当の円滑な実施(システム経費)

子ども手当の円滑な実施を図るため、平成21年度第2次補正予算(123億円)において、その準備のための市町村(特別区を含む)における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。

2 ひとり親家庭への自立支援策の充実

2,001億円

(1) 父子家庭への児童扶養手当の支給 50億円

ひとり親家庭への自立支援策の拡充を図るため、これまで支給対象となっていなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給する。(平成22年8月施行、12月支払い。)

(参考)

手当額(月額)

児童1人の場合 全部支給 41,720円、一部支給41,710円～9,850円(所得に応じ)

児童2人以上の加算額 2人目 5,000円、3人目以降 3,000円

(2) 生活保護の母子加算の支給(詳細後述・38ページ) 183億円

(3) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 89億円

① 自立のための就業支援等の推進 35億円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う事業(高等技能訓練促進費等事業)や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業などの推進を図る。また、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化を図る。

② マザーズハローワーク事業等の拡充 35億円

事業拠点の増設(148か所→163か所)、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。また、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供する。

(4) 自立を促進するための経済的支援 (一部再掲・(同ページ)参照)

1,729億円

母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給を行うとともに、母子寡婦福祉貸付金において、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付(自宅通学の場合月額4万5千円)を行う等の充実を図る。

児童扶養手当については、父子家庭にも支給を拡大する。

3 待機児童の解消に向けた保育サービスの充実等

4, 155億円

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

3, 881億円

待機児童解消のための保育所整備等の推進に対応した、民間保育所における受入れ児童数の増を図り、また、家庭的保育など保育サービスの提供手段の拡充を図り、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供することなどにより、「子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日策定)」の実現を推進する。

○待機児童解消への取組

平成21年度第2次補正予算(200億円)において、安心こども基金の積み増しを行い、待機児童解消のために地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用して、

- a. 認可保育所の分園等を設置する場合(賃貸物件を含む)
- b. 家庭的保育の実施場所を設置する場合(賃貸物件を含む)

において、補助基準額及び補助率の引上げを行う。

(2) 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

274億円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、クラブを利用できなかった児童の解消を図るための受け入れ児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置を図る(24,153か所→24,872か所)。

4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実

415億円

地域における子育て支援拠点や一時預かり等について、身近な場所への設置を促進する。

また、すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業について、「子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日策定)」の実現を推進するとともに、子育て支援に関する情報ネットワークの構築(携帯サイト)、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、子どもの事故の防止・予防強化に取り組む。

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

947億円

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

891億円

①地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業の普及・推進を図るとともに、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において新たに情報の共有化を図るなどの機能強化を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための支援や一時保護所の整備を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

③社会的養護体制の拡充

838億円

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設等においては、児童の状況に応じた適切なケアが必要であることから、施設におけるケア単位の小規模化を推進するなど社会的養護体制の拡充を図る。

(2) 配偶者からの暴力(DV)防止

56億円

配偶者からの暴力への対策を推進するとともに、人身取引被害者の支援体制を強化するため婦人保護施設の機能の充実を図る。

6 母子保健医療対策の充実

317億円

(1) 不妊治療等への支援

81億円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する(1回あたり15万円を年2回まで)などの支援を行う。

(2) 小児の慢性疾患等への支援

147億円

小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

(3) 周産期医療体制の充実・強化(後述・18ページ参照)

87億円

7 出産の経済的負担の軽減

182億円

安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を4万円引き上げる措置(原則38万円→原則42万円)を継続し、妊産婦の経済的負担を軽減する。

8 仕事と家庭の両立支援

98億円

育児・介護休業法の改正にあわせ、短時間勤務制度の定着を促進するための助成を拡充するとともに、事業所内保育施設を設置、運営する中小企業に対する助成率の引上げ(1/2→2/3)を引き続き実施する。また、育児休業の取得等を理由とする解雇、退職勧奨等不利益取扱いが増加していることから、相談や指導などの対応の強化を図る。

さらに、「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進する。

第2 信頼できる年金制度に向けて

公的年金制度は国民の老後の安定した生活を支えるセーフティネットであり、年金記録問題について、解決に向けた取組を着実に進める。このため、年金記録問題への対応を「国家プロジェクト」と位置づけ、22年度から集中的に取り組むとともに、二度とこうした問題を起こさない体制を確立する。

1 年金記録問題の解決

910億円

(1) 紙台帳とコンピュータ記録との突合せ

427億円

被保険者名簿等の紙台帳等について、年金記録総合管理・照合システム(電子画像データ検索システム)を活用して個人単位でのコンピュータ記録との突合せを開始する。その際、予算を効率的・効果的に活用するため、受給に結び付く可能性の高い台帳等から優先的に照合する。初年度については、全体の約10%の突合せを行う。

(2) 常に年金記録が確認できる仕組み

40億円

年金加入者などの方が、パソコンを使いインターネットで即時に自身の保険料納付状況などの年金記録を閲覧、印刷できる仕組みを充実し、新たにID・パスワードもインターネットで取得できるようにする。また、自宅にパソコンのない方なども、市区町村や郵便局等で、職員等のサポートにより年金記録を閲覧、印刷ができるようにする。

(3) 年金受給者への標準報酬月額等のお知らせ

122億円

厚生年金受給者に対し、標準報酬月額の情報を含む年金記録をご本人に確認いただくため、お知らせを送付する。

(4) 「今後解明を進める記録」の解明・統合等

320億円

サンプル調査など各種の解明作業による基礎年金番号に統合されていない記録の統合の促進、再裁定等の事務処理の促進などの対策を強化する。

また、年金制度の本来の役割を確保するため、厚生年金の未適用事業所対策や徴収対策の強化を図るとともに、国民年金の適用・収納対策への効果的な取組を実施する。

2 信頼される日本年金機構の運営(一部再掲・前ページ参照)

3,058億円

日本年金機構においては、お客様の意見を反映しつつサービスの質の向上を図り、コンプライアンスの徹底と効率的かつ公正・透明な事業運営を行い、日本年金機構に対する国民の信頼を確保する

3 公平な年金制度

10兆1,260億円

(1) 年金給付費国庫負担金

10兆1,257億円

(2) 年金制度改革の検討

2.8億円

新たな年金制度の創設に向けた検討のため、厚生労働大臣直属の検討チーム設置や実態調査等を行う。

第3 厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保 ～雇用のセーフティネットの整備～

我が国の雇用情勢は、完全失業率と有効求人倍率がともに過去最悪の水準に達し、依然として厳しい状況にある。

このような状況の中で「緊急雇用対策」や「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の推進に全力をあげるとともに、「雇用のセーフティネットの整備」を推進するため、労働者の雇用の維持、再就職支援、貧困・困窮者支援、派遣労働者等非正規労働者への総合的対策を強化する。また、若者・女性・高齢者・障害者等の就業実現、仕事と生活との両立支援及び地域雇用対策などニーズに応じたきめ細やかな支援策を強力に進める。

1 緊急雇用対策

8,457億円

(1) 雇用維持支援

7,452億円

企業の休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援するため、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、手当、賃金の4/5(大企業2/3)の助成(解雇等を行わない場合は助成率がそれぞれ9/10、3/4に上乘せされる)を行う。

また、赤字の企業については、企業規模にかかわらず、最近3ヶ月の生産量・売上高等が前々年同期比で10%以上減少している場合も支給対象とする。

(2) 再就職・能力開発対策

405億円

○介護・福祉、医療、情報通信等の分野における能力開発の推進

今後成長が見込まれる介護・福祉、医療、情報通信等の分野における職業訓練の充実(保育士の資格取得を目的とした職業訓練の創設)を図るとともに、介護労働者に対する教育訓練の実施に係る相談・援助等のコーディネートを行う事業を実施する。

(3) 貧困・困窮者支援の強化

12億円

第2のセーフティネットの各種支援制度(※)についてのワンストップサービスを実施するため、ハローワークに「住居・生活支援アドバイザー」(263名)を配置して、総合相談と実施機関への的確な誘導を行う。

※ ①就職安定資金融資、②住宅手当、③総合支援資金貸付、④訓練・生活支援給付、⑤臨時特例つなぎ資金貸付、⑥就職活動困難者支援事業、⑦長期失業者支援事業

(4) 新卒者支援の強化 **33億円**

新規学校卒業予定者、未就職卒業者の就職支援を強化するため、ハローワークに就職支援の専門職である高卒・大卒就職ジョブサポーターを配置(928名)するとともに、新卒者体験雇用事業(未就職卒業者の体験雇用(1か月、有期雇用)を受け入れる事業主に対して奨励金(1人8万円)を支給)を活用する等により、円滑な就職を促進する。

(5) 建設労働者の雇用の確保及び再就職の促進 **63億円**

建設業以外の事業を開始する中小建設事業主が、建設労働者を継続して雇用しつつ当該事業に従事するために必要な教育訓練を実施する経費の一部を助成(実施経費の2/3、賃金について1人1日上限7,000円(60日を限度))する。

また、中高年建設業離職者を継続して雇用する者として雇い入れた事業主に対し助成(中小企業1人90万円、大企業50万円)する。

(6) 雇用保険制度の機能強化 **129億円**

○雇用保険の適用範囲の見直し

非正規労働者に対するセーフティネット機能強化の観点から適用範囲の拡大(雇用見込み6か月→31日)を行う。

(7) 緊急就職支援事業の推進 **153億円**

厳しい雇用失業情勢が続く中、求職者の早期再就職の実現等を図るため、以下の事業を実施する。

- ① 新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる事業主等に対し助成する(実習型雇用:1人月10万円(6ヶ月)、その後、正規雇用した場合:1人100万円)。
- ② 長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者への委託による再就職支援、住居・生活支援を実施する。

○「重点分野雇用創造事業」の創設

平成21年度第2次補正予算(1,500億円)において、介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用等成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進するため「重点分野雇用創造事業」を創設する。

(8) 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化(一部再掲・5ページ参照)

4.3億円

労使からの相談対応、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を強化する。

(9) 未払賃金立替払制度の推進

208億円

倒産した企業から賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金のうち一定額を政府が立替払する「未払賃金立替払制度」により、早期に立替払が受けられるよう、立替払に必要な原資の確保等により制度の円滑な運用を推進する。

2 雇用のセーフティネットの拡充

170億円

(1) 雇用保険の適用範囲の見直し(再掲・前ページ参照)

129億円

(2) 非自発的失業者の医療保険料の軽減(後述・16ページ参照)

41億円

国民健康保険に加入する非自発的失業者の保険料(税)について、失業後の一定期間、在職中の保険料水準と同程度となるように軽減する。

3 雇用創出

6,597億円

(1) 地域における雇用創出の推進

242億円

先の補正予算により実施している「ふるさと雇用再生特別交付金」、「緊急雇用創出事業」及び平成21年度第2次補正予算で創設する「重点分野雇用創造事業」に加え、「地域雇用開発促進法関連事業」について、地方公共団体に対する好事例の紹介等により効果的かつ機動的な取組を支援しながら、国と地方公共団体が一体となって推進する。

(2) 介護労働者等の確保・定着(一部再掲・8ページ参照)

248億円

介護人材の確保・定着等を図るため、介護労働者の雇用管理改善等に取り組む事業主等への総合的な支援や、介護労働者に対する教育訓練の実施に係る相談・援助等のコーディネートを行う事業を実施する。

(3) 農林漁業分野における新たな雇用機会の創出

12億円

農林漁業への就業等のニーズが高まっている中、失業者等の希望や能力に応じた多様な農林漁業への就業等の実現に向けた職業相談・紹介等の支援を実施する。

(4) 中小企業に対する雇用安定のための支援(一部再掲・8ページ参照)

6, 095億円

企業の休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援するため、中小企業緊急雇用安定助成金を活用し、手当、賃金の4/5の助成(解雇等を行わない場合は助成率が9/10に上乘せられる)を行う。

また、赤字の中小企業については、最近3ヶ月の生産量・売上高等が前々年同期比で10%以上減少している場合も支給対象とする。

さらに、生産性の向上等に資するための人材の確保・定着に向けた取り組みを行う中小企業の団体に対する助成(2/3)、基盤人材の雇入れへの助成(140万円～170万円)を行う。

4 生涯にわたるキャリア形成支援・職業能力開発支援 608億円

(1) 介護・福祉、医療、情報通信等の分野における能力開発の推進 (再掲・8ページ参照)

405億円

(2) 職業能力評価等による労働市場の基盤整備の推進

19億円

① 職業能力評価の基盤整備の推進

19億円

幅広い職種を対象とした職業能力評価基準の整備、技能検定制度の実施など、職業能力評価に係る基盤整備のための総合的な施策を推進する。

② 国際標準化等の動向を踏まえた労働市場の基盤整備に係る総合的取組

26百万円

教育訓練サービス分野における国際標準化等の動向を踏まえ、我が国における教育訓練の質保証のための取組を推進する。

(3) ジョブ・カード制度を活用した職業能力開発支援の一層の展開

154億円

キャリア形成の過程を標準化したキャリアマップの作成、各種検定の整備、モデル評価シートの多様化、専門キャリア・コンサルタントの育成等産業分野ごとの展開に向けた基盤整備と、これらを活用した職業訓練を推進する。

(4) 生涯キャリア形成支援の推進

19億円

① 多様な働き方に対応したキャリア形成支援の推進

19億円

多様な働き方に対応したキャリア形成の支援のため、労働者のキャリア形成を支援する事業主に対する助成や、キャリア・コンサルティングを実施する。また、企業向け・個人向けのキャリア健診について、引き続き事業を行うとともに、効果的な実施手法の検討を行う。

- ②学校教育との連携によるキャリア形成支援の推進 22百万円
キャリア教育推進を担う専門人材養成のための講習を実施する。

- (5)ものづくり立国の推進 9.6億円
第一線で活躍している若年技能者を活用した技能の魅力や重要性の啓発等ものづくり教育を推進するとともに、各種技能競技大会や地域・業界における技能振興・技能継承事業に対する支援を実施する。

5 若者・女性・高齢者・障害者等の就業実現及び両立支援 1,253億円

- (1)若者の自立の実現 443億円
- ①新卒者支援の強化等(一部再掲・9ページ参照) 52億円
ハローワークに学校との連携の下、就職支援を行う高卒・大卒就職ジョブサポーターを配置(928名)するとともに、求人情報の提供、就職面接会、職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施する。また、未就職卒業者については、新卒者体験雇用事業を活用する等により円滑な就職を促進する。
- ②「フリーター等正規雇用化プラン」の着実な推進 353億円
就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等(25歳～39歳)を重点に、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援や助成制度(若年者等トライアル雇用(1人4万円、最大3ヶ月)、年長フリーター等を正規雇用する事業主への助成(中小企業1人100万円、大企業50万円))の活用等により、正規雇用化を推進する。
- ③ニート等の若者の職業的自立支援の強化 20億円
ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションの設置拠点を拡充(92か所→100か所)するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。
- (2)女性の就業希望等の実現 139億円
- ①仕事と家庭の両立支援(再掲・5ページ参照) 98億円
- ②雇用機会均等確保に向けた取組の推進 7億円
男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正、的確な指導等を行うとともに、男女労

働者の格差の解消を目指した企業の積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、その周知と取組のノウハウ提供を実施する。

③マザーズハローワーク事業等の拡充(再掲・2ページ参照) 35億円

(3)いくつになっても働ける社会の実現 386億円

①希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進 183億円

高齢者雇用確保措置の着実な実施を図る。また、意欲と能力があれば年齢に関わりなく働ける環境整備を図るため、希望者全員について65歳まで雇用が確保される制度や70歳まで働ける制度の導入に取り組む事業主への助成(160万円を上限)、傘下企業の取組に対する相談援助を行う事業主団体への助成(500万円を上限)を実施する。

②高齢者の多様な働き方に対する支援 125億円

教育・子育て・介護・環境の分野における、シルバー人材センターと地方公共団体の連携による事業を実施するとともに、より効果的・効率的なシルバー人材センター事業運営への取組を進める。

(4)障害者に対する就労支援の推進 230億円

①雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化 65億円

ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」を推進するとともに、就業面と生活面における支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数の拡充等(247か所→282か所)により、地域における障害者の就労支援力の強化を図る。

②障害特性に応じた支援策の充実・強化 19億円

カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対する奨励金(新規雇用した精神保健福祉士1人当たり年180万円等)を創設するとともに、うつ病等により休職した労働者に対する職場復帰支援等により、精神障害者の雇用の促進を図る。また、発達障害者については、ハローワークにおける支援体制の整備や事業所における職場実習を実施するほか、発達障害者を雇用し、適切な雇用管理を行った事業主に対する助成を実施する等により雇用の促進を図る。

③障害者に対する職業能力開発支援の推進 60億円

企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練を実施する。また、障害者職業能力開発校において、職業訓練上特別な支援

を要する障害者に重点を置いた支援を実施するとともに、一般の職業能力開発校において、発達障害者を対象とした職業訓練を実施する。

④「工賃倍増5か年計画」の着実な推進(31ページ 第6.5(4)で詳述) 7.9億円

(5)生活保護世帯に対する就労支援の推進 15億円

公共職業安定所と福祉事務所等とが連携した「就労支援チーム」により、生活保護受給者等に対する一貫した就労支援を実施するとともに、平成21年度第2次補正予算において福祉事務所に生活保護受給者を対象とする就労支援員を約2,500名増員(550名→3,050名)し、生活・就労支援を強化する。

(6)母子家庭等の自立のための就業支援等の推進(再掲・2ページ参照) 35億円

6 非正規労働者への総合的対策 435億円

(1)パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進 14億円

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づいた確かな指導等を実施するとともに、専門家(均衡待遇・正社員化推進プランナー(141名))による相談・援助や雇用管理改善を行う事業主に対する助成金(40万円～60万円(大企業30万円～50万円))の支給等により、その取組を支援する。

(2)有期契約労働者の雇用管理改善と正社員転換の促進等 13億円

有期契約労働者を雇用する中小企業事業主に対し、正社員転換や正社員と共通の処遇制度等を導入する場合の助成(それぞれ40万円及び60万円)を行う。また、ガイドライン等を活用した事業主に対する相談支援等を実施する。

(3)派遣労働者等の雇用の安定の確保等 57億円

①派遣労働者の保護と雇用安定の確保 51億円

偽装請負、派遣契約の中途解除等の防止など法令遵守に係る指導監督の徹底、体制の整備等を図る。また、平成22年通常国会に提出され、現在継続審議中の労働者派遣法改正案が成立した場合には、その円滑な施行を図る。

②派遣労働者等の労働条件及び安全衛生の確保

6.5億円

労働基準監督機関における労働基準関係法令の遵守に係る監督指導や、労働保険の適用促進を図るとともに、安全衛生専門家による個別指導や安全衛生管理マニュアルの作成・普及を実施する。また、適正な労働条件管理の促進のため、モデル就業規則の普及、労働条件についての自主点検や、派遣労働者からの相談への対応を実施する。

(4)ジョブ・カード制度を活用した職業能力開発支援の一層の展開(再掲・11ページ参照)

154億円

(5)住居喪失離職者等の再就職支援

163億円

住居喪失離職者等に対して、就職安定資金融資等の各種住居支援による生活基盤の提供とともに、これらの者が早期就職を実現するため、就職安定プログラムを策定し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。

(6)非正規労働者の総合的支援体制の整備

34億円

非正規労働者就労支援センター(19か所)を見直し、職業紹介・職業相談と生活・住宅相談等を一体的に実施する非正規労働者総合支援センター(32か所)を設置する等、非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備を図る。

第4 質の高い医療サービスの実現

診療報酬について、10年ぶりにネットプラス改定を行うとともに、医療保険の厳しい財政状況に鑑み、各医療保険制度において、保険料の上昇を抑制するための必要な措置を講ずることにより、国民皆保険制度を守る。また、救急医療・周産期医療の体制整備、医師等の人材確保、地域における医療連携体制の強化などを通じ、地域医療の課題を解決し、国民に質の高い医療サービスを提供する。

1 国民皆保険の堅持

9兆4,442億円

(1) 診療報酬の改定

9兆4,043億円

医療の危機的な状況を解消し、国民に安心感を与える医療を実現するため、配分の見直しや後発品の使用促進を図りつつ、10年ぶりにネットプラス改定を行う。

全体改定率 +0.19%

- ・ 診療報酬改定(本体) 改定率 +1.55%
- 各科改定率 { 医科 +1.74%
 (入院: +3.03% 外来: +0.31%)
 歯科 +2.09%
 調剤 +0.52%

医科については、急性期入院医療に概ね4,000億円程度を配分することとする。また、再診料や診療科間の配分の見直しを含め、従来以上に大幅な配分の見直しを行い、救急・産科・小児科・外科の充実等を図る。

- ・ 薬価改定等 改定率 ▲1.36%
- 薬価改定 ▲1.23% (薬価ベース ▲5.75%)
- 材料価格改定 ▲0.13%

(2) 協会けんぽの国庫負担割合の引上げ等

急激な収支悪化の状況等に鑑み、下記の措置を講ずることにより、平成22年度の保険料率の上昇を約0.6%抑制する。

① 財政再建のための特例措置(平成24年度まで)(一部再掲・前ページ参照)

8,283億円

- ・ 被用者保険に係る後期高齢者支援金の3分の1(平成22年度は9分の2)を総報酬割とする。
- ・ 国庫補助率を13%から16.4%に引き上げる。(平成22年7月実施)
- ・ 3年間で財政均衡を図ることとし、21年度末の赤字額についてはこの期間内に償還する。

② 健康保険組合等への支援措置

322億円

健康保険組合等における前期高齢者納付金等の負担軽減を図るため、高齢者医療運営円滑化等事業を大幅に拡充する。

(3) 国保財政基盤強化策の延長(一部再掲・前ページ参照)

1,029億円

市町村国保の厳しい財政状況に鑑み、平成22年度から平成25年度までの4年間、暫定措置として延長することとした。

- ① 高額医療費共同事業(一件80万円超の高額医療費の再保険事業)
- ② 保険財政共同安定化事業(一件30万円超の医療費の再保険事業)
- ③ 保険者支援制度(低所得者を多く抱える保険者の財政支援)

(4) 後期高齢者医療制度の廃止までの措置

77億円

後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度のあり方について「高齢者医療制度改革会議」における検討等を進めるとともに、廃止までの間、健診受診率の向上等の改善を図る。

○ 高齢者医療制度の保険料の上昇を抑制する措置等

平成21年度第2次補正予算(2,902億円)において、以下の高齢者の負担軽減措置に係る経費を計上するとともに、平成22年度の保険料の上昇を抑制するための措置を別途講じる。

- ① 70歳から74歳までの患者負担割合の引き上げ(1割→2割)の凍結
- ② 被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減の継続(均等割9割軽減)
- ③ 所得の低い方の保険料軽減の継続(均等割9割、8.5割、所得割5割軽減)

2 救急医療・周産期医療の体制整備等

443億円

(1) 周産期医療体制の充実・強化 87億円

① 周産期母子医療センター等の充実・強化 58億円

不足しているNICU(新生児集中治療室)等の確保など、地域において安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU等に対する財政支援を行う。また、新生児医療を担当する医師を確保するため、当該医師の手当に対する財政支援を行う。

② NICU等に長期入院している小児の在宅への移行促進 1.1億円

NICU等に長期入院している小児が在宅に移行するためのトレーニング等を行う「地域療育支援施設(仮称)」を設置する病院や、在宅に戻った小児をいつでも一時的に受け入れる病院に対する財政支援を行う。

(2) 救急医療体制の充実 175億円

① 三次救急医療体制の充実 56億円

重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターに対する財政支援を行う。

② 二次救急医療体制の充実 6.8億円

救急患者の円滑な受入れが行われるよう、受入困難患者の受入れを確実に行う医療機関の空床確保に対する財政支援、診療所医師が二次救急医療機関等で休日・夜間に診療支援を行う場合に当該医療機関に対する財政支援を行う。

③ 救急患者の転院・転床の促進 61百万円

急性期を脱した救急患者の円滑な転院・転床を促進し、救急医療用病床を有効に活用するため、施設内・施設間の連携を担当する専任者の配置に対する財政支援を行う。

④ ドクターヘリの導入促進事業の充実 28億円

ドクターヘリ(医師が同乗する救急医療用ヘリコプター)に対する補助事業について、補助基準額の引上げを行い、ドクターヘリの安定的な運航の確保を図る。

⑤ 重篤な小児救急患者に対する医療の充実 3.1億円

超急性期にある小児の救命救急医療を担う「小児救命救急センター」の運営に対する支援や、その後の急性期にある小児への集中的・専門的医療を行う小児集中治療室の整備等に対する財政支援を行う。

⑥精神科救急医療体制の充実・強化 23億円

一般救急医療と精神科救急医療の連携のため、身体合併症患者の受け入れを断らないとする精神科救急医療施設に医師等を配置し、身体合併症対応施設(47か所)の救急搬送受け入れ体制を強化する。

(3)災害医療体制の充実 75百万円

災害派遣医療チーム(DMAT)の活動の円滑化のためにDMAT事務局を設置し、運営を支援するなど災害医療体制の充実を図る。

(4)地域医療連携の強化 17億円

①医療計画の充実 19百万円

平成25年度から開始する次期医療計画の作成に向けて、検討会を開催し、医療計画の制度のあり方等について検討する。

②医療分野の情報化の推進 11億円

電子カルテ導入等の医療分野の情報化の推進や遠隔医療の設備整備に対する支援を行い、地域医療の充実を図る。

③在宅歯科医療の充実・強化 6.3億円

生涯を通じて歯の健康の保持を推進するため、寝たきりの高齢者や障害者等に対する在宅歯科医療について、地域における医科、介護等との連携体制の構築、人材の確保、在宅歯科医療機器の整備等を支援し、その一層の充実・強化を図る。

3 医師確保・医療人材確保対策等の推進

370億円

(1)医師の診療科偏在・地域偏在対策 80億円

勤務環境が過酷で確保が困難な診療科の医師を確保するため、休日・夜間の救急、分娩、新生児医療を担う勤務医等への手当に対する財政支援を行う。

また、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科等の診療科を選択する医師の処遇改善を行う医療機関に対する財政支援を行う。

医師不足地域の臨床研修病院において研修医が研修の一環で宿日直等を行う場合に当該医療機関に対する財政支援を行う。

(2) 女性医師等の離職防止・復職支援 **25億円**

出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受け入れ医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修を実施する。

また、病院内保育所の運営等に対する財政支援について、受入児童の対象年齢を小学校低学年の子供に拡充する。

(3) 看護職員の資質の向上及び確保策の推進 **103億円**

① 新人看護職員研修の着実な推進 **17億円**

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員の資質の向上を図るため、保健師助産師看護師法等の改正(平成22年4月施行)を踏まえ、新人看護職員が臨床研修を受けられる体制の構築に対する支援を行う。

② 看護職員の離職の防止・復職支援の充実強化 **23億円**

看護職員の離職の防止や復職の促進を図るため、医療機関における短時間正規雇用など多様な勤務形態の導入に対する支援や、病院内保育所の運営等に対する財政支援の拡充などを行う。

③ 認定看護師育成のための支援 **1.8億円**

勤務医の業務負担を軽減し、安心して質の高い医療提供体制の充実を図るため、チーム医療の下、医療従事者の役割分担が推進できるよう、高度な技術を有する認定看護師の養成に対する財政支援の拡充を行う。

(4) 補償制度・医療事故における死因究明 **3.7億円**

医療の安心・納得・安全を確保するため、医療事故における死亡の原因究明・再発防止のための仕組みの検討を行う。また、産科医療補償制度の円滑な運用を進める。

○地域医療再生基金

平成21年度第1次補正予算(2,350億円)において都道府県に対する交付金により基金を創設し、地域の医療課題の解決に向けて都道府県が策定する「地域医療再生計画」に基づく医療機能の強化、医師等の確保等の取組を支援する。(平成25年度まで)

第5 健康で安心できる生活の確保

現在流行している新型インフルエンザのワクチン接種体制の整備、肝炎など患者の負担が重い疾病等についての支援策の拡充、生活習慣病や難病などの各種疾病対策を進めるとともに、感染症に対する健康危機管理の強化、薬害再発防止のため、医薬品・医療機器の安全対策を強化し、有効で安全な医薬品・医療機器を迅速に提供するための対策を推進する。また、国民の健康被害防止を踏まえ、輸入食品の安全対策、残留農薬、食品添加物、容器包装等の安全性の確保など食品安全対策を推進する。

1 新型インフルエンザ対策

116億円

(1) 医療提供体制の構築等

55億円

① 医療提供体制の整備

41億円

新型インフルエンザ患者を一般医療機関においても受け入れることができるよう、病床や院内感染防止のための施設・設備(人工呼吸器等)に対する支援を行う。さらに新型インフルエンザ対策として、地域における行動計画や医療体制が円滑に機能するよう、都道府県等において対策協議会を設置するなど地域全体で行う総合的な取組に対して支援するとともに、新型インフルエンザの患者等を受け入れる感染症指定医療機関の運営を支援する。

② 新型インフルエンザワクチンの買上

10億円

新型インフルエンザに対応するための新型インフルエンザワクチンを製造し、買上を行う。

③ 抗インフルエンザウイルス薬、新型インフルエンザワクチン等の適切な備蓄

3.6億円

厚生労働省において備蓄する抗インフルエンザウイルス薬(タミフル3,000万人分、リレンザ300万人分)、新型インフルエンザワクチン等を適切に保管する。

※国の備蓄とは別に、都道府県において、タミフル1,050万人分を備蓄しており、平成23年度までに1,330万人分を追加備蓄する予定である。また、リレンザについても、平成23年度までに133万人分を備蓄する予定である。

○新型インフルエンザ対策の強化

平成21年度第2次補正予算において下記の事業に要する経費を計上。(1, 173億円)

- ①細胞培養法を開発し、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能な体制を構築する。
- ②低所得者に対し新型インフルエンザワクチンの接種費用を助成する。
- ③新型インフルエンザ患者を受け入れる医療機関において必要な設備(人工呼吸器等)を整備する。

(2) 迅速かつ的確な検疫実施のための体制強化

1. 1億円

現在、世界的に大流行している「新型インフルエンザ(A/H1N1)」の強毒化や世界各地で発生している致死性の高い鳥インフルエンザ(H5N1)が、ヒトからヒトへ感染する「新型インフルエンザ(H5N1)」へと変異することが危惧されている状況を踏まえ、検疫所における水際対策を充実強化するため、検疫業務研修を実施し、検疫に対応できる職員の確保等を推進する。

2 肝炎対策

236億円

(1) 肝炎治療の一層の促進と肝炎ウイルス検査の実施

205億円

肝炎患者に対する医療費の助成を拡充(自己負担限度額の引き下げ(1万円、3万円、5万円→1万円、2万円)、インターフェロン治療に加え核酸アナログ製剤治療(※)を追加)するとともに、保健所等において利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査等を行う。

※ウイルスの増殖を抑制する抗ウイルス剤の一種。B型肝炎の代表的治療薬の一つ。

(2) 安全・安心の肝炎診療体制の整備と研究基盤の整備等

32億円

患者やその家族などに対する相談支援等を行う肝疾患診療連携拠点病院への支援事業等を実施するとともに、肝炎治療実績の大幅な改善に繋がるような肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進する。また、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行う。

3 がん対策の総合的かつ計画的な推進

316億円

がん医療に携わる医療従事者の研修等を引き続き行うとともに、化学療法医、放射線治療医、病理医をはじめとした医療従事者の実態調査やがん医療の地域連携強化等により、がん医療の均てん化を図る。

また、がんの早期発見・早期治療に向けて、がん検診50%推進本部を設置したところであり、今後、国・地方公共団体・企業等の連携の強化を図り、がん検診の受診を促進する。

なお、特に検診受診率の低い女性特有のがん(子宮頸がん、乳がん)については、一定の年齢(子宮頸がんは20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳、乳がんについては40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳(対象人数740万人分))に達した女性に検診の無料クーポンを配布するとともに検診手帳を交付する。

さらに、がん対策推進基本計画に掲げる目標の達成に資する研究を着実に推進するとともに、がん予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究成果を普及、活用する。

4 難病などの各種疾病対策、移植対策及び生活習慣病対策の推進

2,228億円

(1) 難病対策

2,073億円

① 難治性疾患に関する調査・研究の推進

100億円

難治性疾患の診断・治療法の開発を促進するため、難治性疾患に関する調査・研究を引き続き推進する。

② 難病患者の生活支援等の推進

1,973億円

特定疾患治療研究事業については、患者の医療費の負担軽減を図るため、平成21年度補正予算において新たに追加された対象疾患も含め、引き続き実施するとともに、難病相談・支援センター(全国47か所)の運営等を通じ、地域における難病患者の生活支援等を推進する。

(2) 移植対策

28億円

① 臓器移植対策の推進

8.6億円

臓器移植法の改正を踏まえ、臓器移植が適切に実施されるよう、コーディネーター等のあっせん業務従事者の増員や移植対象者検索システム及び臓器提供意思登録システムの改修等の体制整備を行うとともに、改正内容の普及啓発に取り組む。

②造血幹細胞移植対策の推進 17億円

骨髄移植及びさい帯血移植が円滑に実施されるよう、引き続きあっせん体制の整備を図る。

(3)生活習慣病対策 44億円

①健康づくり・生活習慣病対策の推進 27億円

健康寿命の延伸を実現すること等を目的とした「健康日本21」を着実に推進するため、国際条約に沿ったたばこ対策、ボランティアを活用した食生活改善等の健康づくり及び「糖尿病患者のためのガイドライン」の作成等を実施する。

②生活習慣病予防等に関する調査・研究の推進 17億円

循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防から診断、治療に至るまでの研究を体系的に実施し、今後の対策の推進に必要なエビデンスの構築を目指すとともに、国民の身体状況や生活習慣の状況を明らかにするための国民健康・栄養調査等を実施し、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を収集する。

(4)各種疾病対策 82億円

①エイズ対策の推進 69億円

HIV感染者・エイズ患者数が依然として増加していることから、引き続き感染の特性を踏まえた普及啓発を行うとともに、早期にHIV感染を発見し、治療につなげることができるよう、利用者の利便性に配慮した検査・相談を実施する。

②リウマチ・アレルギー対策の推進 10億円

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の治療法等の研究を推進する。また、気管支喘息に加えてリウマチやその他のアレルギー系疾患に関する自己管理の徹底や、かかりつけ医と専門医療機関との連携体制の構築を図る。

③腎疾患対策の推進 2.9億円

慢性腎臓病(CKD)に関する診断・治療法の研究開発を推進するとともに、医療従事者への研修や正しい知識の普及啓発等を行う。

5 健康危機管理体制の強化・推進

7.1億円

(1) 健康安全・危機管理対策総合研究の推進

3.9億円

感染症やバイオテロリズムの発生に備えた初動体制の確保や危機情報の共有及び活用、地域における健康危機管理体制の基盤強化等に資する健康安全・危機管理対策総合研究事業により総合的な研究を推進する。

(2) 健康危機管理体制の整備・強化

2.2億円

非常時に健康危機管理体制が十分に機能するよう、平時から、各種訓練の実施、地域における連携体制の構築等を行うとともに、地域における健康危機事例に的確に対応するため、専門家の養成等を行う。

(3) 国際健康危機管理対応能力の強化

1.1億円

国内外での未知の感染症等の発生時にWHO等が編成する疫学調査チームに国立感染症研究所が参加し、国際的な感染症の情報収集、解析、情報提供等を行う。また、病原体のゲノム情報の蓄積、データベース化及び解析を推進する。

6 医薬品・医療機器の開発促進及び安全対策の推進等

342億円

(1) グローバル臨床研究拠点等の整備の拡充

6億円

医薬品開発の迅速化を図り、ドラッグラグの解消に資するため、外国の研究機関との国際共同治験・臨床研究を実施する拠点の体制整備を行うとともに、国内における未承認薬等の開発を推進するための治験支援拠点等の体制整備を行う。

(2) 治験・臨床研究登録情報の提供体制の強化

82百万円

治験・臨床研究に関する情報を集積する世界的な取組に対応するため、日本における治験・臨床研究情報を横断的に検索することができるポータルサイトをより使いやすく改良するとともに、WHOなど海外への情報発信を行う。

(3) 後発医薬品の使用促進

4.2億円

患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、品質・安定供給の確保、情報提供の充実及び普及啓発等による環境整備に関する事業等を実施する。

※ 診療報酬改定においても、後発医薬品を多く使用している医療機関・薬局に対する評価の充実等、後発医薬品の使用促進に取り組む。

(4) 医薬品・医療機器の安全対策の推進

10億円

医薬品・医療機器による健康被害の再発防止を図る観点から、国内外の情報収集・分析・評価体制の強化を引き続き行うとともに、医療現場に対する効果的な情報提供手段の検討を進め、安全対策の充実・強化を図る。

(5) 医薬品・医療機器の迅速な提供

16億円

欧米では承認されているが、わが国では未承認の医薬品又は適応であって、医療上特に必要性が高いものについて、承認迅速化の方策について検討を行うとともに、医薬品医療機器総合機構の審査員を増員し、審査の迅速化を図る。また、有効で安全な新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにするため、医薬品に係る日中韓三国における臨床データの民族的要因の解明、規制制度の調査・当局間協議を行い、医療機器に関しては米国規制当局との交流・情報交換を行うなど、世界同時開発・審査の促進を図る。

7 食の安全・安心の確保

150億円

(1) 輸入食品の安全確保策の強化

114億円

① 輸入食品の監視体制の強化

23億円

検疫所の輸入食品のモニタリング検査の充実等を図るとともに、輸入食品監視のためのシステムを改善し、輸入手続きの最適化を進める。

② 対日輸出施設の査察体制の強化

10百万円

輸出国における食品安全対策に関し、輸出国の衛生状況等に関する事前調査や計画的な現地査察を実施するとともに、新たに原材料の生産・製造段階の管理体制も調査する。

- (2) 残留農薬、食品添加物、容器包装等の安全性の確保 15億円
- ① 残留農薬等ポジティブリスト制度の着実な推進 5.5億円
- ポジティブリスト制度(農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度)において、国際基準等を参考に農薬等の基準の見直しを計画的に行い、制度の着実な推進を図る。
- ② 食品添加物、容器包装等の安全性確認の計画的な推進 8.9億円
- 新たな毒性試験を活用しつつ、食品添加物等の安全性の見直しを計画的に実施する。また、食品用容器包装等に用いられる化学物質の規制については、毒性等の基礎データを収集するなど、ポジティブリスト制度の国内導入に向けた調査検討を行うとともに、リサイクル素材等を使用した器具・容器包装等について、ガイドライン作成を進める。
- (3) 健康食品の安全性の確保等の推進 44百万円
- 健康被害を未然に防ぐため、食品成分について安全性試験や分析調査を行うとともに、発生時の迅速かつ適切な対応を図る。
- (4) 食品安全に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進 14百万円
- 食品安全基本法、食品衛生法に基づき、国の責務として位置づけられているリスクコミュニケーション(消費者等との双方向の意見交換)について、消費者庁の設置等に伴う消費者の意識の高まりに対応するため、広く消費者等と意見・情報交換を行うなど、消費者の視点に立った事業の実施を推進する。
- (5) 食品の安全の確保に資する研究等の推進 15億円
- 輸入食品の安全性確保、BSEの人への影響等の様々な問題に対し、科学的根拠に基づく安全性に関する調査研究、先端技術を応用した検査技術の開発とともに、油症研究の充実を図るなど、食品の安全の確保に資する研究を推進する。

第6 障害者支援の総合的な推進

障害者等が当たり前に関わり、地域の一員として共に生活できる社会を実現するため、障がい者制度改革推進本部等における各種の制度改革の一環として、障害者福祉制度を制度の谷間がなく、利用者の応能負担を基本とする制度に抜本的に見直していくこととあわせて、新たな制度ができるまでの間においても、障害福祉サービス等の利用者負担について更なる軽減を図る。

また、良質な障害福祉サービスの確保や地域生活支援事業の着実な実施等を図るとともに、精神保健医療福祉や発達障害者等支援を推進する。

なお、平成22年度より身体障害者の範囲を拡大し、障害者自立支援医療等の対象に肝機能障害を加える。

1 利用者負担の軽減

107億円

新たな総合的な制度ができるまでの間、低所得(市町村民税非課税)の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする。(第6-2の内数)

(参考): 現行の低所得の障害者に係る利用者負担

福祉サービス(居宅)・・・最大 3,000円

福祉サービス(通所)・・・最大 1,500円

福祉サービス(入所、グループホーム等)・・・最大24,600円

補装具・・・最大24,600円

2 障害福祉サービス等による障害者支援の推進

1兆904億円

(1) 良質な障害福祉サービスの確保

5,719億円

ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づく各市町村における取組の推進を図る。

○ 福祉・介護職員の処遇改善事業

福祉・介護職員の雇用環境を改善するため、平成21年度第1次補正予算(1,070億円)において都道府県に対する交付金(障害者自立支援対策臨時特例交付金)により、福祉・介護職員の賃金の確実な引上げなど福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し、福祉・介護職員1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額を助成する。(平成23年度まで)

(2) 地域生活支援事業の着実な実施 **440億円**

障害者のニーズを踏まえ、移動支援や地域活動支援センター機能強化など障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等における事業の着実な実施及び定着を図るとともに、事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図る。

(3) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供 **1,954億円**

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療(精神通院医療、身体障害者向けの更生医療、身体障害児向けの育成医療)を提供する。

(4) 障害福祉サービス提供体制の整備 **124億円**

障害者の就労支援や地域移行支援の充実を図るため、就労移行支援等の障害者の日中活動に係る事業所やグループホーム等の整備を促進する。

(5) 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進 **4.7億円**

障害者虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援を行うため、地域における連携体制の整備やこれらの職務に携わるための専門的な研修の実施、虐待を受けた障害者等へのカウンセリング等を行う。

(6) 障害者総合福祉推進事業の創設 **5億円**

障害者自立支援法廃止後の新たな総合的な制度の検討、制度施行のために具体的な検討が必要となる課題について、地域における実践的工夫や取組及び実態の把握を行うため、「障害者総合福祉推進事業」を創設する。

3 精神医療の質の向上、地域移行支援などの精神障害者施策の推進等

282億円

(1) 精神科救急医療体制の充実・強化 **23億円**

一般救急医療と精神科救急医療の連携のため、身体合併症患者を積極的に受け入れる身体合併症対応施設(47か所)への医師等の配置による救急搬送受け入れ体制を強化する。

(2) 精神障害者の地域移行・地域生活支援の推進 **17億円**

精神障害者の地域移行の推進を図るとともに、未治療・治療中断の者に対する訪問等による医療的支援の提供、若年層における精神疾患の早期発見、早期対応のための取組等を通じた地域生活支援を推進する。

(3) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の充実・強化

235億円

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関の確保を行うとともに、対象者の地域における継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。

(4) 精神障害に対する国民の正しい理解の促進

81百万円

精神疾患・精神障害に対する理解を深めるため、国民各層への普及啓発の取組の中で、特に若年層を中心とした普及啓発を推進する。

4 発達障害者等支援施策の推進

7.5億円

(1) 発達障害者の地域支援体制の確立

2億円

発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族等への相談・発達支援等を行うとともに、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための体制整備を推進し、更にペアレントメンターの養成や発達障害特有のアセスメントツールの導入促進等を行うことにより、地域における支援体制の強化を図る。

(2) 発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施

5.4億円

発達障害者一人一人のニーズに対応する一貫した支援となるよう先駆的な取組を通じて有効な支援手法を開発・確立するとともに、発達障害者支援に携わる専門的な人材の育成や、発達障害情報センターによる全国の関係機関等への情報提供を行う。

また、「世界自閉症啓発デー」を契機に、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

(3) 高次脳機能障害者の支援体制の確立

12百万円

各都道府県が整備する支援拠点機関において、高次脳機能障害者やその家族に対する情報提供、相談業務等を行うとともに、ネットワークの強化により適切な診断、訓練、リハビリテーションが行えるよう体制の確立を図る。

また、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、支援拠点機関の従事者等を対象とした研修を行い、適切な支援の普及及び支援サービスの質の均てん化を図る。

5 障害者に対する就労支援の推進(再掲・13ページ参照)

230億円

- (1)雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化 65億円
- (2)障害特性に応じた支援策の充実・強化 19億円
- (3)障害者に対する職業能力開発支援の推進 60億円
- (4)「工賃倍増5か年計画」の着実な推進 7.9億円

これまでの取組について、都道府県や事業所が行っている効果的な事業を更に促進するとともに、新たに、複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う事業を定額補助(10/10相当)で実施すること等により、工賃の引き上げに向けた取組の強化を図る。

第7 良質な介護サービスの確保

良質な介護サービスの確保のため、安心して安定的な介護保険制度運営の確保を図るとともに、地域包括ケアを提供できる体制等の整備を進める。

また、介護サービスを担う人材を確保するため、介護職員の賃金を引き上げ、処遇の改善を図る。

○ 介護職員処遇改善交付金

介護職員の雇用環境を改善するため、平成21年度第1次補正予算(3,975億円)において都道府県に対する交付金により基金を創設し、介護職員の賃金の確実な引上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に助成する。(1人当たり月額平均1.5万円相当の助成。平成23年度まで)

1 安心して質の高い介護サービスの確保

2兆1,966億円

(1) 地域における介護基盤の整備

283億円

① 都市部における低所得高齢者の居住対策の促進

低所得高齢者に対する居住対策として、都市部を中心とした地域において、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対し助成を行う。

② 既存小規模福祉施設スプリンクラー整備事業の推進

スプリンクラー設置が義務付けられた認知症高齢者グループホーム等既存の小規模福祉施設に対し、スプリンクラー設置に係る費用等を支援する。

○ 介護基盤の緊急整備等

平成21年度第1次補正予算（3,294億円）において都道府県に対する交付金により基金を創設するなど、介護施設に係る以下の事業を実施する。（平成23年度まで）

(1) 介護基盤の緊急整備等

地域の介護ニーズに対応するため、施設整備交付金（ハード交付金）を拡充するための基金の設置等により、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を緊急に整備する。

また、消防法施行令の改正により、平成21年4月から新たにスプリンクラーの設置が義務付けられた既存の広域型特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等に対して助成を行い、スプリンクラー整備の促進を図る。

(2) 施設の開設準備経費等についての支援

特別養護老人ホーム等の円滑な開所のため、開設準備に要する経費について助成を行う。また、大都市部等における施設用地確保の負担軽減を図るため、定期借地権設定により用地を確保する場合の一時金に対する助成を行う。

※ 介護関係施設等以外の障害者支援施設、乳児院及び救護施設等の福祉施設におけるスプリンクラー整備は、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金（平成21年度第1次補正予算（1,062億円）において対応。（平成23年度まで）

(2) 安定的な介護保険制度の運営

2兆1,501億円

介護保険制度を着実に実施するため、介護給付、地域支援事業等の実施に必要な経費を確保する。

(3) 適切なサービス提供に向けた取組の支援等

182億円

① 適切なサービス提供に向けた取組みの支援

135億円

要介護認定の認定調査員等に関する研修や、社会福祉法人による低所得者に対する利用者負担軽減措置等の取組みを行う。

② 認知症施策の総合的な推進

36億円

認知症疾患医療センターについて、認知症の周辺症状や身体合併症に対する双方の医療を担う中核的機能の充実を図るとともに、若年性認知症自立支援ネットワークの充実等、認知症施策の総合的な支援を推進する。

③ 地域住民に対する医療・介護を含めた地域包括ケアの確立（第7-2（次頁）で詳述）

11億円

2 地域住民に対する医療・介護を含めた地域包括ケアの確立

11億円

(1) 市町村地域包括ケア推進事業の実施

5.5億円

市町村における地域包括ケアを推進していくために、地域包括支援センター等を活用して、介護保険外のサービスや住宅関係の情報を含めた高齢者の地域生活を支えるサービス等に関する情報の収集・発信機能を強化する事業や、見守り活動等地域のネットワーク構築を支援する事業等を行う（全国で50ヶ所）。

併せて、集合住宅等に居住する高齢者に対し、24時間365日対応窓口を設置し、介護保険外のサービスを含めた関係事業者等が連携して総合的にサービスを提供する事業等を実施する。

(2) 地域における住民参加型サービスの担い手の養成

2.6億円

地域住民を対象に生活・介護支援に関する研修を実施し、住民参加型サービスの担い手となるサポーターを養成する事業を拡充する。

(3) 訪問看護サービスに対する支援

2.5億円

訪問看護サービスの安定的な供給を維持する体制を整備するため、訪問看護支援事業を実施する。

第8 安心して働くことのできる環境整備

国民が将来に希望を持って安心して働くことができる社会を実現するため、最低賃金の引上げの検討や労働災害の防止、労働者の心身の健康確保のための対策等を実施する。

1 最低賃金の引上げに向けた検討

1億円

最低賃金の引上げによって影響を受ける地域や業界団体において、賃金実態の調査、最低賃金の引上げのための課題等の検討を行う。

2 仕事と生活の調和の実現

138億円

(1) 労働時間等の見直しに向けた取組の促進

16億円

我が国社会の活力を維持・発展させていくため、今後の景気回復期も含め長時間労働を抑制し、また、休暇取得促進を図る観点から中小企業事業主に対する助成措置を拡充(制度面に踏み込んだ改善をした場合、50万円を上乗せ助成)するなど労働時間の短縮や年休の取得促進に向けた取組を進める企業等に対する支援の充実を図る。

(2) 改正労働基準法の施行等による長時間労働の抑制

2.4億円

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%に引き上げる改正労働基準法が平成22年4月から施行されることを踏まえ、その履行確保を図るため、事業場に対する36協定の適正化指導や、中小企業における割増賃金率引上げの好事例の情報提供等を実施し、長時間にわたる時間外労働の抑制を図る。

(3) 仕事と家庭の両立支援(再掲・5ページ参照)

98億円

(4) 男性の育児休業の取得促進

30百万円

父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を延長(1歳2ヶ月)する制度(パパ・ママ育休プラス)等の導入を内容とする育児・介護休業法の改正の周知徹底等により、男性の育児休業取得を促進する。

(5) 短時間正社員制度の導入・定着の促進 **1.5億円**

短時間でも正社員としての安定した働き方である短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、特に制度の定着を支援するため、本制度を運用する事業主に対する助成措置の拡充(制度利用者2人目～10人目まで:15万円→20万円(大企業10万円→15万円))を図る。

(6) 適正な労働条件下でのテレワークの普及促進 **1.2億円**

テレワーク・セミナーやテレワーク相談センターを通じ労働条件面での啓発・助言を行い、適正な労働条件下でのテレワークの普及を促進する。また、在宅就業を仲介する機関による安定的な仕事の確保の支援等により、適正な在宅就業環境の整備を図る。

(7) 生涯キャリア形成支援の推進 (再掲・11ページ参照) **19億円**

3 労働災害の防止、労働者の心身の健康確保のための対策 **76億円**

(1) 企業におけるメンタルヘルス対策 **42億円**

各都道府県に設置したメンタルヘルス対策支援センターにおいて、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・早期治療のための対策、職場復帰等メンタルヘルス対策の支援を総合的に実施する。また、職場の管理監督者等へのメンタルヘルス教育の実施や、職場復帰の支援に関する取組を強化するとともに、労働者のストレス対処に関する取組への支援等を実施する。

(2) 重篤な労働災害の防止 **7.1億円**

災害が多発している機械に係る安全対策の充実等、重篤な労働災害の防止対策等の実施により、職場における安全衛生対策を推進する。

(3) 化学物質や石綿による健康障害の防止等 **26億円**

化学物質、ナノマテリアルや石綿による健康障害の防止を図るため、化学物質のリスク評価、ナノマテリアルの有害性等の試験、建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策等を実施する。

(4)被災労働者の職業生活の支援 **1億円**

医療機関と企業が連携・調整を図りながら疾病等の種類や職務内容等に応じた効果的な治療・リハビリ等を行うことができ、かつ職業生活の安定を図ることができる方策「治療と職業生活の両立等の実現」の実施に向けた支援手法の調査研究・開発を実施する。

4 労働紛争の予防と解決

45億円

(1)労働関係法令遵守に向けた指導監督の徹底、体制整備等 **14億円**

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の遵守の徹底を図るため、監督指導等を実施するとともに、そのために必要な体制の整備を図る。

また、労働時間等労働条件の改善に特別の取組が必要な業種・職種等(介護分野の労働者、技能実習生、自動車運転者等)に関して、適切な労働時間の管理等の支援や、労働条件の改善に向けた指導を実施する。

(2)労働問題に関するワンストップ相談体制の整備 **16億円**

総合労働相談コーナーによる労働問題に関するワンストップ相談体制を整備するとともに、制度発足以降増加を続けている個別労働紛争を円滑かつ迅速に解決するための体制を強化する。

(3)労使に対する労働条件についての情報提供その他の支援の実施

1.4億円

労働契約法、労働基準法等について、セミナーの実施等により労働者への情報提供、働くルールに関する教育を実施する。また、事業主に対しても、法令に即し適切な労務管理が行われるよう労働契約法等に関する啓発指導等を実施する。

(4)雇用機会均等確保に向けた取組の推進 (再掲・12ページ参照) **7億円**

(5)労働保険の適用促進 **7億円**

労働保険に未加入となっている事業所に対する労働保険の適用促進や適正徴収等の一層の促進を図る。また、雇用される労働者に雇用保険への適用促進を図る。

第9 暮らしの安心確保

景気の急速な後退に伴う格差の拡大傾向、若年失業者の増大等を背景に高まっている生活不安を解消し、すべての社会保障制度における最後のセーフティネットである生活保護制度等の社会保障の機能強化を図る。

○「住まい対策」の拡充

平成21年度第2次補正予算(700億円)において

- ・ 「住宅手当」の拡充(最長6か月間→一定の条件下で3か月間の延長措置が可能)
- ・ ホームレス自立支援の推進(空き社員寮等の借り上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援を拡充)
- ・ 就労支援事業の強化(福祉事務所等に配置する生活保護受給者を対象とする就労支援員を約2,500名増員(550名→3,050名)、住宅手当受給者を対象とする住宅確保・就労支援員を約1,250名増員(1,250名→2,500名)等により、生活・就労支援を強化する。

1 生活保護制度の充実

(1) 母子加算の支給

183億円

平成21年12月より復活した母子加算(月額23,260円(子一人、居宅【1級地】))について、子どもの貧困解消を図るため、平成22年度においても引き続き支給する。

(2) 子ども手当の創設を踏まえた措置

子ども手当(平成22年度は児童手当と併せて月額13,000円)の創設を踏まえ、同手当を収入認定した上で、子ども手当の効果が被保護世帯に満額及ぶよう所要の措置を行う。

(3) 生活保護に係る国庫負担

2兆2,006億円

生活保護を必要としている者に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

(4) 居宅生活移行支援事業

セーフティネット支援対策等事業費補助金(240億円)の内数

被保護者に対して、自立・就労を支援する職員を配置する無料低額宿泊施設に財政支援を行う居宅生活移行支援事業(100か所程度)を実施する。

(5)生活保護世帯に対する就労支援の推進 (再掲・14ページ参照) 15億円

2 自殺対策の推進

16億円

○地域における自殺対策の強化

平成21年度第1次補正予算(100億円)において、内閣府所管の「地域自殺対策緊急強化基金」を活用し、今後、地域の実情を踏まえて自主的に自殺対策に取り組む地方公共団体や民間団体への支援を行う。(平成23年度まで)

(1)地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援 3.5億円

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」の相談機能を拡充するほか、関係機関のネットワーク化等により、うつ病対策、依存症対策等の精神保健的な観点にも着目した地域の自殺対策の向上を図るとともに、自殺未遂者や自殺遺族等へのケアに当たる人材を育成するための研修を行う。また、先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

(2)自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成 10億円

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医等のかかりつけ医に対するうつ病の診断・治療・医療連携に関する研修や地域におけるメンタルヘルスを担う従事者に対する精神保健等に関する研修を行うこと等により、地域における各種相談機関と精神保健医療体制との連携の強化を図る。

また、各都道府県単位に設置したメンタルヘルス対策支援センターにおいて、勤労者のメンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・早期治療のための対策、職場復帰等職場におけるメンタルヘルス対策の支援を総合的に実施する。

(3)うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進 81百万円

自殺との関連が強いとされるうつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解のための普及啓発を行う。

(4)自殺予防総合対策センターにおける情報提供・調査研究等の推進

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費交付金(46億円)の内数

総合的な自殺対策を実施するため、自殺予防総合対策センターにおいて、国内外の情報収集、インターネットによる情報提供、関係団体等との連絡調整を行うとともに、関係機関の相談員や医療現場に従事する心理職等を対象とした専門的な研修及び自殺の実態を解明するための調査を行う。

3 地域福祉の再構築

各地域において、一人暮らしなどで支援が必要ではあるが、制度の谷間にあるような世帯等が孤立せず、安心して暮らせるよう、地域における支援体制づくりを行う。(セーフティネット支援対策等事業費補助金(240億円)の内数)

4 民間団体による福祉活動の振興への支援

30億円

政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的とし、民間の創意工夫ある独創的・先駆的な活動や地域に密着した活動等に対し助成を行う。

第10 各種施策の推進

1 国際社会への貢献

216億円

厚生労働行政における国際協力については、感染症対策や医薬品・食品をはじめとする保健問題が地球規模課題となる中、特に新型インフルエンザをはじめとする感染症対策に重点を置いた国際的な取組を推進するとともに、世界的な経済危機に伴う雇用危機を踏まえ、我が国経済と密接に関連するアジア地域の雇用危機問題への対応についても併せて推進する。

(1) 国際機関を通じた国際協力の推進 145億円

① 世界保健機関(WHO)等を通じた国際協力等の推進 86億円

世界保健機関等への拠出等を通じ、国連ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向け、アジア地域やアフリカ地域において、新型インフルエンザ・HIV等の感染症対策事業、保健従事者の育成も含めた保健システム強化事業、食品安全・医療安全事業等を推進する。

② 国際労働機関(ILO)を通じた国際協力等の推進 59億円

国際労働機関への拠出等を通じ、労働者等の健康確保対策の推進など、アジアにおける「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現に向けた取組、G8労働大臣新潟会合で提唱された「グリーン・ジョブ・イニシアティブ(環境問題に配慮した雇用戦略支援)」に向けた取組を推進するとともに、世界的な雇用危機を踏まえ、アジア地域における雇用セーフティネット整備支援を推進する。

(2) 外国人労働者問題等への適切な対応 37億円

① 日系人集住地域のハローワークを中心とした日系人向け相談・支援体制の整備

23億円

日系人集住地域を中心に、ハローワークの通訳・相談員の配置等により相談・支援体制を整備するとともに、日本語能力も含めたスキルアップを行う就労準備研修を引き続き実施する。

②高度外国人材の就職促進に向けた取組

3.3億円

高度人材の予備軍である留学生の国内就職の促進のためのインターンシップを引き続き推進するなど、外国人雇用サービスセンターを中心とした就職支援の体制を整備する。また、高度外国人材が、その有する能力を有効に活用し、企業の基幹業務で活躍できる雇用管理体系を構築するため、人事・労務管理などの受入体制の整備について企業への周知・啓発活動を推進する。

③技能実習制度の適正な実施

5.3億円

改正入管法の施行により、新たに義務付けられた初期講習のための体制を整備するとともに、技能実習生を受け入れている団体・企業への巡回指導、母国語による電話相談等により、制度の適正な実施を推進する。

2 経済連携協定の円滑な実施

8.7億円

経済連携協定に基づき外国人看護師・介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、看護・介護導入研修を行うとともに受入施設に対する巡回指導を行う。また、候補者が円滑に就労・研修できるよう、新たに日本語習得のための集合研修や受入施設における日本語学習の支援を行う。

3 社会保障・税共通の番号制度の検討

6百万円

関係省庁と連携を図りつつ、社会保障・税共通の番号制度について、社会保障分野における検討を行う。

4 科学技術の振興

1,487億円

第3期科学技術基本計画(平成18年3月)を踏まえ、厚生労働行政分野の科学研究等を推進し、健康安心の推進、健康安全の確保及び先端医療の実現を目指すとともに、イノベーション25(平成19年6月)や革新的技術戦略等を踏まえた重点化を図る。

※平成22年度に独立行政法人化する国立高度専門医療センターの運営費交付金を含む。

5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護等

462億円

平成22年度は戦後65周年にあたることから、これまで陸上慰霊で実施してきた戦没者遺児による慰霊友好親善事業について、洋上慰霊も実施するとともに、未送還遺骨に関する情報収集を拡充し、フィリピン地域をはじめ遺骨収集についてさらなる強化を図る。

また、中国残留邦人等への支援策を着実に実施する。

6 原爆被爆者の援護

1,550億円

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き推進する。

また、「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」に基づき原爆症認定集団訴訟の問題解決のための基金の創設に補助を行う。

7 ハンセン病対策の推進

407億円

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」等に基づき、ハンセン病療養所の入所者に対する必要な療養の確保、退所者等に対する社会生活支援策、偏見・差別の解消のための普及啓発等の施策を着実に実施するとともに、ハンセン病療養所における歴史的資料等の保存等に向けた取組を推進する。

8 麻薬・薬物・依存症対策

9.7億円

(1) 取締体制の強化

5.8億円

巧妙化、広域化かつ組織化する麻薬・覚せい剤・大麻等の薬物事犯に迅速かつ的確に対応するため、暴力団や外国人犯罪組織などの取締体制を強化する。

(2) 依存症対策の推進

89百万円

地域における薬物・アルコール依存症対策を推進するため、「依存症対策推進計画」を策定し、その計画に基づいた依存症対策事業を実施するとともに、依存症者の社会復帰支援を強化するため、関係者の資質向上を図る。

9 安全で良質な水の安定供給

471億円

水道施設の耐震化や水道事業の広域化を重点的に推し進めるとともに、水道水による健康リスク低減のため、引き続き水道水質基準の検討、水質検査体制の精度確保を図るほか、今なお残存する鉛管の布設替えの促進方策の検討など、水道水質管理の一層の高度化を推進する。

10 カネミ油症研究の推進

33百万円

カネミ油症認定患者が多く在住する地域において、油症に関する調査を実施するための調査方法等について検討するなど、油症研究を推進する。

11 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進

22億円

生活衛生関係営業経営の健全化、衛生水準の維持向上を図るため、全国生活衛生同業組合連合会等を通じた経営改善、消費者サービスの向上についての取組を強化するとともに、各都道府県生活衛生営業指導センターにおける支援活動の充実を図る。

平成 23 年度予算の概算要求組替え基準について

～総予算の組替えで元気な日本を復活させる～

〔平成 22 年 7 月 27 日
閣議決定〕

政権交代後の初めての本格的な編成となる平成 23 年度予算は、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）を着実に推進し、元気な日本を復活させるために極めて重要な予算である。配分割合が固定化している予算配分を省庁を超えて大胆に組み替えることで、財政規律を維持しつつ、国民目線・国益に立脚した予算構造に改め、「新成長戦略」の目標とする経済成長や国民生活の質の向上を実現しなければならない。そのためにはムダづかいの根絶の徹底や不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策・効果の高い政策に重点配分する財源を確保することが必要である。

元気な日本を復活させるためには予算の構造改革が不可避であり、政府一丸となってこれを実現するために、以下に「組替え基準」を定める。

1. 元気な日本復活特別枠

(1) 「元気な日本復活特別枠」の設定

デフレ脱却を含めた経済成長の実現、国民生活の安定・安全、「新しい公共」の推進など、元気な日本を復活させるための施策に予算の重点配分を行う仕組みとして「元気な日本復活特別枠」を設定する。その規模は 1 兆円を相当程度に超えるものとし、歳出の大枠である約 71 兆円の枠内で、できる限りこの特別枠の規模を大きくするため、ムダづかいの根絶や総予算の組替えに政府をあげて徹底的に取り組む。

(2) 各省の「要望」

A. 「要望」額

原則として、「総予算組替え対象経費」の平成 22 年度当初予

算額と概算要求枠（別紙1参照）との差額を「要望」基礎枠とする。なお、積極的な予算の見直しを行い、概算要求枠を下回る要求を行った大臣に有利となる仕組みを導入する（別紙2参照）。

B. 「要望」内容

- マニフェストの実現
- デフレ脱却・経済成長に特に資する事業
- 雇用拡大に特に資する事業
- 人材育成、国民生活の安定・安全に資する事業

各大臣は「要望」にあたって個々の施策の経済成長への寄与度、雇用増の見込みなどを可能な限り明らかにするとともに、優先順位を明確にする。

(3) 配分（「政策コンテスト」の実施と「努力評価制度」の導入）

特別枠の配分については、各省庁が、国民に開かれた形で「要望」政策の必要性や効果などを説明した上で、外部の意見なども踏まえて政策の優先順位づけを行う「政策コンテスト」を実施し、その優先順位に基づいて最終的には総理大臣の判断によって予算の配分を決める新たな手続きによって行う。

なお最終的な配分を決めるにあたっては平成22年度当初予算における削減努力、租税特別措置の抜本改革や「新成長戦略」に記載された経済成長に寄与する規制改革への取組などが十分勘案されるような仕組み（努力評価制度）を、手続きの中に組み込むものとする。

2. ムダづかい根絶・総予算の組替え

昨年秋以来、政権が取り組んできたムダづかい根絶や総予算の組替えに対する取組はいまだ不十分であり、国民の信認を得られているとはいえない状況にある。今後、マニフェストの工程を管理しながら、政治行政への信頼を回復し、元気な日本を復活させるための財源を確保するためには、平成23年度予算編成において、

その取組をさらに徹底させることが必要不可欠である。

したがって各大臣は、「要求大臣」である前に、まずは「査定大臣」として、概算要求にあたり以下の事項を実施し、ムダづかい根絶と総予算の組替えにあらためて全力で取り組むこととする。

- 事業仕分け、行政事業レビュー等の結果の適切な反映
- 「行政事業レビューシート」による全事務事業の検証
- 20年以上経過した事務事業の廃止を前提とする検証
- 独立行政法人・公益法人への交付金等の削減
- 庁費・委託費・施設費の削減
- 「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）に則った一括交付金化・出先機関改革の推進

なお、人件費についても、各大臣において抑制・削減に取り組むと同時に、政府全体でも抑制・削減に全力で取り組む。

3. 財政健全化への取組

「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）に基づく「歳出の大枠」（約71兆円）はこれを堅持し、国債発行額についても平成22年度当初予算の発行額（約44兆円）を上回らないよう、全力をあげる。

4. 予算編成の透明性強化の推進

国民に開かれた予算編成の実現のため、政権交代以来、一貫して取り組んできた予算編成の透明性強化の推進を、来年度予算編成においても着実に実行する。

昨年来、実施してきた行政刷新会議における事業仕分けは、これまで密室で行われてきた予算編成過程の一部をオープンにする取組であり、まさにその象徴である。

来年度予算編成においては、10月に実施予定の事業仕分けに加えて、「元気な日本復活特別枠」の配分において行う「政策コンテスト」を公開手法で実施することにより、予算配分の一部をも国民に開かれた形とする。

さらに、昨年予算編成時より進めている各府省における予算

作成の過程や各府省間の調整、予算作成に関する資料などの積極的な公開を一層促進し、予算編成過程全体の透明性強化を推進する。

上記1から4を踏まえた各府省の概算要求枠及び「要望」基礎枠を別紙1に示す。また、「基礎的財政収支対象経費」の要求ルール等は別紙2のとおりとする。

(別紙1) 「概算要求枠」及び特別枠に対する「要望」基礎枠

所 管 等	概算要求枠	「要望」基礎枠
内閣総理大臣 (内閣・内閣本府等)	5,170 億円	559 億円
国家公安委員会委員長 (警察庁)	2,338 億円	258 億円
総務大臣 (総務省)	3,140 億円	324 億円
法務大臣 (法務省)	6,225 億円	670 億円
外務大臣 (外務省)	5,841 億円	646 億円
財務大臣 (財務省)	11,274 億円	1,203 億円
文部科学大臣 (文部科学省)	49,798 億円	5,090 億円
厚生労働大臣 (厚生労働省)	11,653 億円	1,287 億円
農林水産大臣 (農林水産省)	20,015 億円	1,583 億円
経済産業大臣 (経済産業省)	9,371 億円	986 億円
国土交通大臣 (国土交通省)	50,737 億円	5,504 億円
環境大臣 (環境省)	1,970 億円	206 億円
防衛大臣 (防衛省)	43,450 億円	4,751 億円
合計	220,982 億円	23,066 億円

(注 1) 別紙2の 2. (1) ②に定める場合においては、上記の表の「概算要求枠」の額を下回る要求がなされる一方で、上記の表の「要望」基礎枠」の額に加えて、当該「概算要求枠」と当該要求の額との差額 (ただし、恒久的な歳出削減額に相当する額の範囲内とする。) の3倍の範囲内の「要望」が行われることとなる。

(注 2) 総予算組替え対象経費の総額は、上記の合計の他、国会、裁判所及び会計検査院に係る経費を加算したものであることに留意が必要である。

(別紙 2)

1. 「基礎的財政収支対象経費」の要求のルール

(1) 年金・医療等に係る経費等

- ① 補充費途として指定されている経費等のうち、年金、医療等に係る経費（「年金・医療等に係る経費」という。）については、前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額に高齢化等に伴う自然増（各所管計 1 兆 2,500 億円）を加算した額の範囲内において、各大臣ごとに、要求する。なお、自然増部分を要求できるとしても、できる限り合理化・効率化に努めることとする。
- ② また、旧軍人遺族等恩給費等については、前年度当初予算における旧軍人遺族等恩給費等に相当する額から自然減を減算した額の範囲内において、要求する（なお、①及び②の経費を、「年金・医療等に係る経費等」という。）。

(2) 地方交付税交付金等

地方交付税交付金及び地方特例交付金（「地方交付税交付金等」という。）の合計額については、「財政運営戦略」に定める「中期財政フレーム」との整合性に留意しつつ、要求する。

(3) 予備費

予備費（経済危機対応・地域活性化予備費を含む。以下同じ。）については、前年度当初予算における予備費に相当する額を要求する。

なお、経済危機対応・地域活性化予備費の平成 23 年度における取扱いについては、今後の経済状況等を踏まえ、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

(4) 総予算組替え対象経費

各大臣は、「財政運営戦略」に定める「基礎的財政収支対象経費」のうち上記（1）から（3）を除く経費（「総予算組替え対象経費」という。）については、以下の①及び②に掲げる経費ごとに定める計算により算出された額の合計額（「概算要求枠」という。）の範囲内で要求する。

①「高校の実質無償化」、「農業の戸別所得補償」及び「高速道路の無料化」

「高校の実質無償化」、「農業の戸別所得補償」及び「高速道路の無料化」については、前年度当初予算におけるこれらの事項に係る経費に相当する額。

②その他経費

総予算組替え対象経費のうち、①の経費を除いたもの（「その他経費」という。）については、前年度当初予算におけるその他経費に相当する額に100分の90を乗じた額（ただし、子ども手当に係る人件費については、前年度当初予算における子ども手当に係る人件費に相当する額とする。）。

（注）平成22年度の参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減、石油石炭税及び電源開発促進税の税収見込額と平成22年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計への繰入額相当額との差額等並びに人件費に係る平年度化分等の増減については上記の額に加減算する。なお、人事院勧告については、今後の取扱方針に従い、予算編成過程において、その影響分を上記の額に加減算する。

（注1）各大臣の年金・医療等に係る経費と総予算組替え対象経費については、両経費の性質が異なることから、両経費間での調整は行わない。ただし、各経費において、恒久的な削減を行ったものとして、財務大臣が認める場合には、両経費間で調整をすることができる。また、調整を認めるにあたっては、今後の各経費の増加の見込みも勘案することとする。

（注2）特別会計の改革の実施等により経理区分が変更されることに伴い増加する経費については、「財政運営戦略」に定める財源確保ルール（「ペイアズユーゴー原則」）に則り、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

（注3）公共事業関係費等に関する地域に係る一括計上分については、関係所管をベースとした調整を行うこととする。その他、概算要求枠の合計額が変わらないものとして、財務大臣が認める場合には、各大臣間で概算要求枠の額の調整をすることができる。

2. 「要望」のルール

- (1) 「元気な日本復活」のため、「新成長戦略」及びマニフェストに掲げられた施策並びに国民生活の安定・安全及び「新しい公共」の取組に資する施策への重点化を図るべく、各大臣は、これらの施策について、
 - ① 「財政運営戦略」に定める財源確保ルール（「ペイアズユーゴー原則」）による「要望」基礎枠の範囲内で「要望」を行うことができるものとする。
 - ② 上記1.（4）に定める概算要求枠の額を下回る要求を行う場合は、当該概算要求枠と当該要求の額との差額（ただし、恒久的な歳出削減額に相当する額の範囲内とする。）の3倍の範囲内において、①の「要望」基礎枠の額に加えて「要望」を行うことができるものとする。
- (2) 各大臣は、(1) ①及び②の「要望」に当たっては、優先順位を明示することとする。
- (3) マニフェストに掲げられた施策に係る経費のうち、年金・医療等に係る経費の平成23年度における取扱いについて、所管府省の経費の更なる合理化・効率化を行ってもなお、上記1.（1）①に従って算出される額の範囲内で要求を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、当該施策を「マニフェスト施策財源見合検討事項」として事項名のみを登録することができるものとする。

3. 編成過程における対応

- (1) 各大臣は、予算編成過程においても、特別会計等を対象とする事業仕分け第3弾の指摘反映など更なる見直しを行い、歳出削減に取り組むこととする。
- (2) 予算編成過程において、上記2.（1）の「要望」について、「新成長戦略」及びマニフェストに掲げられた施策並びに国民生活の安定・安全及び「新しい公共」の取組に資する施策に対し、「歳出の大枠」の範囲内において、特別枠として総理大臣の判断によって重点的・戦略的に予算措置を講ずる。その際、事務事業の必要性・緊急性、有効性、効率性等を勘案するとともに、平成22年度当初予算における削減努力等の取組や租税特別措置に係る改革、「新成長戦略」に記載された規制改革への取組等も勘案しつつ、予算措置を

講ずる。

- (3) 上記2.(3)の「マニフェスト施策財源見合検討事項」に登録された事項の取扱いについては、安定的な財源の確保とあわせて、(2)の予算措置とともに、予算編成過程において検討する。
- (4) 新たな制度改正による恒久的な歳入増が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程において検討する。

4. その他の予算編成過程検討事項

「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」(平成8年12月3日閣議決定)に基づく沖縄関連の措置に係る経費及び「平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成10年法律第35号)等に基づく厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費等の平成23年度における取扱いについては、予算編成過程において検討する。

また、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)及び「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」(平成22年5月28日閣議決定)に基づく再編関連措置に関する防衛関係費に係る経費の平成23年度における取扱いについては、防衛関係費の更なる合理化・効率化を行ってもなお、地元の負担軽減に資する措置の的確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、予算編成過程において検討し、「歳出の大枠」の範囲内で必要な措置を講ずる。

5. 要求期限等

上記による要求・「要望」に当たっては、8月末日の期限を厳守する。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求・「要望」を提出せざるを得ない場合であっても、上記1.(1)から(4)及び上記2.(1)に従って算出される額の範囲内とする。

民主党の政権政策Manifesto2010(抜粋)



元
気
な
日
本
を
復
活
さ
せ
る。
。

報道・研究
資料用

民主党の政権政策
Manifesto

国民の生活が第一。

 **民主党**
www.dpj.or.jp



未来を担う子どもたちへの 政策を最優先にします。

チルドレン・ファースト。子育て支援や高等教育も含めた教育政策のさらなる充実で、社会全体で子どもを育てる国をつくりあげます。

4/ 子育て・教育

- 財源を確保しつつ、すでに支給している「子ども手当」を1万3000円から上積みします。
- 上積み分については、地域の実情に応じて、現物サービスにも代えられるようにします。
現物サービスとして、保育所定員増・保育料軽減、子どもの医療費の負担軽減、給食の無料化、ワクチン接種の公費助成などを検討します。
- 2011年度から「子ども手当」に国内居住要件を課します。海外に住んでいる子どもは対象にしません。
- 出産育児一時金、不妊治療支援など出産にかかわる支援策を拡充します。
- 大学生、専門学校生などの希望者全員が受けられる奨学金制度を創設します。また、大学の授業料減免制度を拡充し、教育格差を是正します。
- 出産から成長段階までの切れ目のないサービスを実施します。特に、就学前の子どもの保育・教育の一体的提供を進めます。
- 少人数学級を推進するとともに、学校現場での柔軟な学級編制、教職員配置を可能にします。

菅直人 HISTORY



NAOTO KAN
市民運動から、総理へ。

3

政治の可能性を実感。

1996年橋本内閣で厚生大臣として初入閣。薬害エイズ問題の真相究明に取り組み、HIV訴訟の原告の方々と直接会い謝罪。国の加害責任を公式に認め、和解を促進しました。



病気や高齢への不安を 全力で減らしていきます。

財源を確保して、持続可能な社会保障制度を構築します。

5/ 年金・医療・介護・ 障がい者福祉

- 「消えた年金」「消された年金」に2011年度まで集中的に取り組むとともに、「納めた保険料」「受け取る年金額」がわかる「年金通帳」などの仕組みをつくります。
- 年金保険料の流用はさせません。
- 年金制度の一元化、月額7万円の最低保障年金を実現するためにも、税制の抜本改革を実施します。
- 後期高齢者医療制度は廃止し、2013年度から新しい高齢者医療制度をスタートさせます。
- 診療報酬の引き上げに、引き続き取り組みます。
- 地域の医師不足解消に向けて、医師を1.5倍に増やすことを目標に、医学部学生を増やします。看護師など医療従事者の増員に、引き続き取り組みます。
- 新型インフルエンザ対策としてのワクチン接種体制の強化、がんの予防・検診体制の強化、肝炎治療に対する支援などに集中的に取り組めます。
- ヘルパーなどの給与の引き上げに引き続き取り組み、介護にあたる人材を確保します。
- 在宅医療、訪問看護、在宅介護、在宅リハビリテーションなどを推進し、地域で安心して生活できる環境を整備するとともに、家族など実際に介護にあたっている人を支援します。
- 「障害者自立支援法」を廃止した上で、応能負担を基本とする包括的な障がい者福祉の法律を制定します。
- 自殺対策に積極的に取り組み、相談体制の充実、メンタルヘルス対策の推進、精神科医療の適切な受診環境の整備などを推進します。



現場で働く人たちの 応援します。

高齢者、女性をはじめ働くことを望む全ての人に
就業のチャンスがある社会をめざします。
格差是正やワークライフバランス(仕事と生活の調和)に取り組みます。

6/雇用

- 2011年度中に「求職者支援制度」を法制化するとともに、
失業により住まいを失った人に対する支援を強化します。
- 非正規労働者や長期失業者に対して、
マンツーマンで就職を支援する体制を整備します。
- 高校、大学などの新卒者の就職を支援するため、専門の相談員の配置や
採用企業への奨励金支給などの対策を強化します。
- 同じ職場で同じ仕事をしている人の待遇を均等・均衡にして、
仕事と生活の調和を進めます。

菅直人 HISTORY



NAOTO KAN
市民運動から、総理へ。

4

代表選挙は3勝4敗。

1998年の民主党結党時に初代代表に就任。
2004年には後に行政上のミスだったことが判
明した「年金未納問題」にて代表辞任。その
後、西国八十八ヶ所巡りを開始しました。